

09871P-00

2022

年度版



11年連続

TAC出版の  
社労士本は

売上No.1

みんなが欲しかった!!

# 社労士の教科書

TAC社会保険労務士講座・編著  
滝澤ななみ・編集協力

フルカラー+

赤シート  
対応

## 教科書

毎年多くの方に  
選ばれています!

### 基本書売上No.1

労働  
関係科目

2冊に分解OK!

セパレート  
BOOK

社会保険  
関係科目

## 初學者 独學者 必携の1冊!!

全体像が  
ざっくりわかる!

改正点もイラストで  
わかりやすく掲載!

スタートアップ講座つき!

最新の

改正情報は

Web

順次

で公開!

TAC出版

TAC PUBLISHING Group



## はじめに

本書は、社会保険労務士試験の試験科目について**全く知識がない人**でも、試験に合格する水準の知識を**確実に身につける**ことができるように編成したものです。このため、本書の記載にあたっては、**わかりやすさ**を最も重視しました。

ここでいう**わかりやすさ**とは、**基本・単純事項に絞る**ということではありません。本書で目指した**わかりやすさ**とは、**体系的に理解しながら学習できる**ということです。

学習の当初から細部ばかりを見ていると、全体像が掴めなくなり、体系的な理解がおろそかになりがちです。そこで本書では、各法律の趣旨を身近に感じていただけるよう、全科目の概要がわかる**スタートアップ講座**と、各法律の冒頭には**オリエンテーション**を置きました。また、本文は各法律の核となる基本事項を中心に編成し、補足の知識を欄外に記載することで、最初にそれぞれの規定の全体像を把握した上で、**段階を踏んで理解を深めていく**ことができるようにしています。

なお、本書は、**コンパクトにまとめる**ということにもかなり力を入れました。もちろん、コンパクト化は、本試験の出題実績や傾向を十分に研究し、**重要度別にメリハリ**をつけた上でを行っています。したがって、余計な脱線することなく、**本書1冊をじっくり学習することが、合格への最短コース**を選択することになるでしょう。

また、本書の最大の特徴でもある**フルカラーレイアウト**は、2016年度版からの試みとなりますが、おかげ様で多くの受験生に支持をいただくことができました。

2022年度版においても、「年金制度機能強化のための改正」など、大きな法改正が多数あります。これらへの対応を丁寧に行い、本文の記載内容についても、最新の本試験傾向を踏まえ、1つ1つ見直しを行いました。

最後に、本書を十分に活用し、日々の努力を続けることによって、皆様が**社会保険労務士試験合格**の栄冠を手にとられることを心よりお祈りいたします。

2021年9月

TAC社会保険労務士講座 講師一同

本書は、2021年9月2日現在において、公布され、かつ、2022年本試験実施要綱が発表されるまでに施行されることが確定しているものに基づいて作成しております。

なお、2021年9月3日以降に法改正のあるもの、また法改正はなされているが、施行規則等で未だ細目について定められていないものについては、2022年2月上旬より、下記ホームページにて改正情報を順次公開いたします。

TAC出版書籍販売サイト「サイバーブックストア」  
<https://bookstore.tac-school.co.jp/>







## 本文の要素紹介

本文は、社労士試験合格に必要な情報だけを掲載。短期間で最大の効果が出るよう、さまざまな要素を盛り込みました。目にやさしいフルカラーで見た目のメリハリもばっちり。最後まで飽きずに読み進めることができるのもポイントです。

### ●このSectionのポイント

これから学ぶSectionの内容を簡単にまとめています。Sectionの中で、とくに重要なことを指摘したり、他の科目と比較させながら学んだほうがよいことなど、全体的なアドバイスとしても役立つ内容です。

### ●過去問ナンバー

本試験での出題実績から、過去10年分を示しています。

**R元-1A** = 令和元年度択一式問題、問1A

**H25-選A** = 平成25年度選択式問題、空欄A

8 CH1 ●労働基準法

Section **労働基準法の基本理念等**

このSectionのポイント

- ①は、労働基準法の根幹ですので、きちんと押さえておきましょう。
- ②は、何を禁止しているのか、条文の語尾に注意して読みましょう。
- ④の労働者と使用者の定義は、しっかりと覚えましょう。

労働基準法は、労働条件の「最低の基準」を設けることによって、労働者を保護する法律として、昭和22年に制定されたものです。

また、労働条件を、労使が「対等の立場」において決定することも、労働基準法の基本理念です。このSectionでは、このような労働基準法の基本理念について学習します。

労働基準法の基本理念 (労働者保護)

① 労働基準法の基本

1 労働条件の原則 (法1)

「労働条件は、労働者が人たる要を充たすべきものでなければならず、労働者の健康を害する虞を有する最低限度の生活を営むと同様の宣言的規定といえます。また、「労働基準法で定める労働条件を低下させてはならないように努めなければならない。」

② 労働者の人権保障

1 均等待遇の原則 (法3、S22.9.13発基17号)

「使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分<sup>77</sup>を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件<sup>78</sup>について、差別的取扱をしてはならない。」とされています。**R2-4A**

ここで、「信条」とは、特定の宗教的又は政治的信念のことをいい、「社会的身分」とは生来的な地位のことをいいます。**H24-4A**

職員と工具、正社員と臨時社員などは、「社会的身分」ではありません。したがって、「職員は10時始業、工具は9時始業」とするようには職制上の地位(部長、課長など)により待遇に差異を設けることは本条違反ではありません。

③ 労働協約

労働基準法に規定する労働条件の基準(例えば1日8時間勤務が上限)が会社の就業規則に定める基準(例えば1日7時間勤務)より低いことを理由として、就業規則に定める労働条件を労働基準法の水準にまで引き上げる(1日8時間勤務にする)ことは、本条違反になる。

④ 労働条件の決定 (法2)

「労働条件は、労働者と使用者が対等の立場において決定すべきものである。労働者及び使用者は、労働協約<sup>79</sup>、就業規則<sup>80</sup>及び労働契約<sup>81</sup>を遵守し、誠実に各々の義務を履行しなければならない。」とされています。労使対等の立場を基本理念とするとともに、約束事は、労使がきちんと守りましょうと宣言しているわけですから、**H25-5C R28-1C**

法1条と2条違反について、罰則の定めはない。

⑤ 労働協約

労働者が結んだ、一定の労働条件の下で労働力を提供することを約する契約のこと。

⑥ 国籍、信条、社会的身分以外を理由とする差別的取扱いとは?

「国籍、信条、社会的身分」は、限定的に列挙したものであり、これら以外の理由で労働条件について差別をしても、法3条違反にはならない。**H25-5D R29-3F**

⑦ 労働条件

職制に関する労働者の一切の待遇をいう。賃金、労働時間のほか、解雇、災害補償、安全衛生、労働争議に関する事項も含まれるが、採用は含まれない。**R2-1P R25-1F**

CH1 労働基準法

### ●試験対策

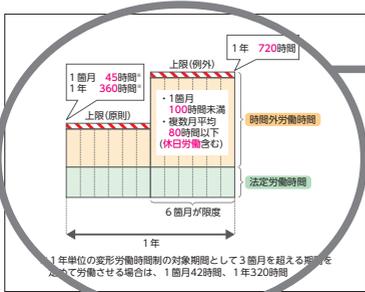
本試験でよく問われる事項を抽出したものです。確実に押さえておくようにしましょう。

## ●ひとこと

実務上での対処法など一步踏み込んだ内容を記載しています。このひとことで、「ナルホド」「フムフム」と納得しながら読み進めることができます。



「同居の親族のみを使用する事業」に労働基準法は適用されませんが、これは、例えば、お父さんが社長で息子が従業員のような会社で、社長と従業員で対立したとしても、それは、「労使対立」というよりは、「親子喧嘩」というものです。労働基準法は、そのような「労使関係（親子関係）」には立ち入らないということです。



フルカラーの図表で、複雑でわかりにくい仕組みや制度も、パッと見てすぐに頭に入ります。

## ② 適用除外等

① 適用除外（法6、H22厚労告15号）**改正**  
次に掲げる者については、原則として労働保険法は適用しない（つまり、被保険者とならない）こととされています。

直近で法改正があった箇所には改正マークがあります。



## サイド記載の紹介

本文とリンクさせたサイド記載は、語句の説明や、細かい内容でも本試験で出題が予想される事項、本文を読んだあとにすぐに確認したい過去問などをまとめたものです。

### 語句

語句の定義や意味を記載しています。本文を理解するうえで重要なので目を通しておきましょう。

**参考** 応用的な内容のうち、出題実績が低いものを記載しています。必ずしも完全に把握しておく必要はありませんが、確認をしておきましょう。

**発展** 応用的な内容のうち、出題実績が高いものを記載しています。確実に合格するためには、ここでの知識も必要となります。

**過去問** 教科書の記載内容に関連した過去問を紹介しています。本試験の問われ方がテキストでも確認できるので便利です。

本文とサイド記載の※数字は、原則見開きページ内での通番となっています。同じ数字が対応していますので、確認しながら読み進めていってください。

CH3 労働災害

③ 公課の禁止（法12の6）  
「租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金品を標準として課することはできない。」  
※1 ※2 ※3

① 公課の禁止の対象となるのは、国税（所得税）、地方税（住民税）を問わず（非課税所得扱い）。  
② 労災保険に関する書類には印紙税は課されない（法44）。

⑤ 年金受給権者の定期報告書（昭1-1、厚労告238号）  
年金たる保険給付の受給権者は、毎年6月30日（1月から6月生まれの者の場合）又は10月31日（7月から12月生まれの者の場合）まで<sup>※2</sup>に定期報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないとされています。ただし、所轄労働基準監督署長があらかじめその必要がないと認めて通知したときは厚生労働大臣が番号法の規定により当該報告書と同一の内容を含む特定個人情報<sup>※1</sup>の提供を受けることができます。この限りでない（提出を要しない）とされています。

⑥ 支払の調整<sup>※3</sup>  
① 内払処理<sup>※4</sup>  
① 支給停止及び減額改定の場合（法12-1）  
「年金たる保険給付の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金たる保険給付が支払われたときは、その支払われた年金たる保険給付は、その後を支払うべき年金たる保険給付の内払とみなすことができる。年金たる保険給付を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の年金たる保険給付が支払われた場合における当該年金たる保険給付の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。」とされています。※3-④A

※1 内払処理  
① 年金たる保険給付の受給権者が同一人である場合に、保険給付の一部を当該受給権者から同一人へ支給し、その内払とみなすことができる。



## 4 ミニテストで知識を定着！ 知識を確実に固めよう！

Sectionの最後に知識確認のためのミニテストを用意しました。教科書で学んだ知識は、問題での確認が一番定着します。ミニテストには、「〇×チェック」と「穴埋めチェック」があります。Sectionごとに確実にマスターしていきましょう。

ミニテストで間違えたものは、問題番号にあるチェック欄にチェックを入れておきましょう。時間がたってからも一度チャレンジし、繰り返し解いて確実に正解できるまで確認しましょう。

Section1 労働基準法の基本理念等 (19)

**ミニテスト**

**【〇×チェック】**

- 1 労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべくものでなければならぬ。(①)(1)
- 2 労働関係の当事者は、労働基準法で定める基準を理由とするならば、労働条件を低下させることができる。(1)(1)
- 3 使用者は、労働者の社会的身分を理由として、労働条件について、差別的取扱をすることは差し支えない。(2)(1)
- 4 使用者は、労働者が女性であることを理由として、賃金について、男性と差を設けることは差し支えない。(2)(2)
- 5 使用者は、暴行によって、労働者の意思に反して労働を強制することができ。(2)(3)
- 6 労働者の不利にならない場合は、業として他人の就業に介入して利益を得ることも許される。(2)(1)
- 7 使用者は、労働者が労働時間中に、選挙権を行使するために必要な時間を請求した場合は、拒んではならない。(2)(1)
- 8 同居の親族のみを使用する事業は、労働基準法の適用事業である。(3)(3)
- 9 労働基準法で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。(3)(1)
- 10 労働基準法で「使用者」とは、事業主又は事業の経営担当者のみをいう。(3)(2)

**【穴埋めチェック】**

- 1 労働基準法で定める労働条件の基準は [A] のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を [B] させてはならないことはもとより、その [C] を図るように努めなければならない。(1)(1)
- 2 使用者は、労働者の [D]、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、[E] をしてはならない。(2)(1)

**解答**

**【〇×チェック】**

- 1 ○
- 2 ×
- 3 ×
- 4 ×
- 5 ×
- 6 ×
- 7 ○
- 8 ×
- 9 ○
- 10 ×

**【穴埋めチェック】**

- 1 A: 最低 B: 低下 C: 向上
- 2 D: 国籍 E: 差別的取扱

19

CH 1 労基



## 問題集にもチャレンジ！

ミニテストで基本的な内容がマスターできたら、「社労士の問題集（別売り）」にチャレンジしてみましょ。社労士の問題集は、本試験と同じ択一式、選択式形式で問題が構成されています。問題集では、教科書で学んだ知識の応用力を問う問題も多くあり、最初は難しいと感じるかもしれませんが、あきらめずに前に進めていけば、必ずできるようになります。



とっても便利!

2冊にバラして使える!!

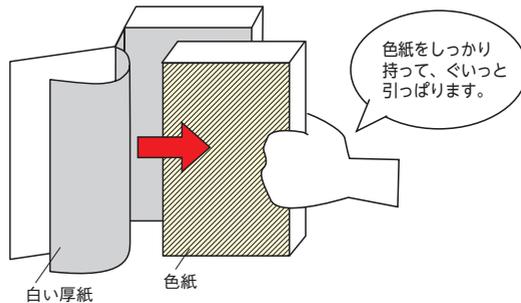
# セパレートBOOK形式

本書は、労働関係科目と、社会保険関係科目の2部構成となっていて、Part 1とPart 2で分解して使用することができる作りになっています。

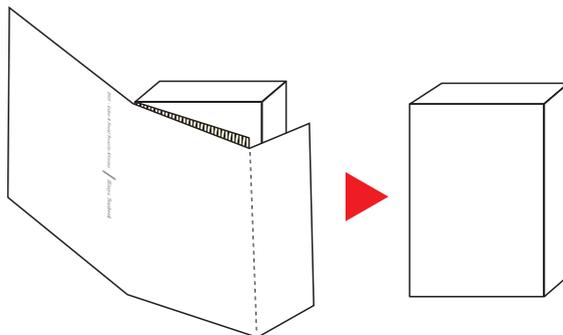
## ★セパレートBOOKの作りかた★

- ①白い厚紙から、色紙のついた冊子を取り外します。

※色紙と白い厚紙が、のりで接着されています。乱暴に扱いますと、破損する危険性がありますので、丁寧に抜きとるようにしてください。



- ②本体のカバーを裏返しにして、抜きとった冊子にあわせてきれいに折り目をつけて使用してください。



※抜きとるさいの損傷についてのお取替えはご遠慮願います。

# 社会保険労務士試験の概要

## 試験概要・実施スケジュール

受験案内配布	4月中旬～
受験申込受付期間	4月中旬～5月下旬（令和3年は4月19日～5月31日） ※郵送にて申込み（令和4年度より「オンライン手続」に変更予定）
試験日程	8月下旬（令和3年は8月22日）
合格発表	10月下旬（令和3年は10月29日）
受験料	15,000円

## 主な受験資格

学校教育法による大学、短期大学、専門職大学、専門職短期大学若しくは高等専門学校（5年制）を卒業した者又は専門職大学の前期課程を修了した者

行政書士試験に合格した者

※ 詳細は「全国社会保険労務士会連合会 試験センター」のホームページにてご確認ください。

## 試験形式

社労士試験は「選択式」と「択一式」の2種類の試験形式があり、それぞれの合格基準を満たして合格となります。

選択式	8問出題（40点満点〈1問あたり空欄が5つ〉） 解答時間は80分 文章中の5つの空欄に、選択肢の中から正解番号を選び、マークシートに記入します。
択一式	70問出題（70点満点） 解答時間は210分 5つの選択肢の中から、正解肢をマークシートに記入します。

## 合格基準

合格基準について、年度により多少の前後がありますが、例年総得点の7割程度となります。それぞれの試験における総得点の基準と、各科目ごとの基準と、両方をクリアする必要があります。

【参考】 令和2年度本試験の合格基準

選択式：総得点25点以上かつ各科目3点以上

（ただし、労務管理その他の労働に関する一般常識、社会保険に関する一般常識及び健康保険法は2点以上）

択一式：総得点44点以上かつ各科目4点以上

## 試験科目

科目名	選択式	択一式
労働基準法	2科目 混合問題で1問	7問
労働安全衛生法		3問
労働者災害補償保険法	1問	7問
雇用保険法	1問	7問
労働保険の保険料の徴収等に関する法律	なし	6問
労務管理その他の労働に関する一般常識	1問	10問
社会保険に関する一般常識	1問	
健康保険法	1問	10問
厚生年金保険法	1問	10問
国民年金法	1問	10問

## 過去5年間の受験者数・合格者数の推移

年度	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
受験申込者数	51,953人	49,902人	49,582人	49,570人	49,250人
受験者数	39,972人	38,685人	38,427人	38,428人	34,845人
合格者数	1,770人	2,613人	2,413人	2,525人	2,237人
合格率	4.4%	6.8%	6.3%	6.6%	6.4%

詳細の受験資格や受験申込み及びお問合せは  
「全国社会保険労務士会連合会 試験センター」へ  
<http://www.sharosi-siken.or.jp>



# TAC出版の社労士本 合格活用術

ここでは、独学で合格を目指していくためのフローをご紹介します。

「みんなが欲しかった!シリーズ」と「無敵シリーズ」でいねいに学習を進めていけば、合格に必要な知識は着実についていきます。

2022年度試験での合格を目指し、TAC出版の書籍をフル活用して、がんばりましょう!

みんなが  
欲しかった!  
シリーズ

準拠CD、DVDを使えば  
さらに理解がスムーズに!



## 「合格への はじめの一步」

本気でやさしい  
入門書!  
社労士試験の全体像、  
学習内容のイメージを  
つかみましょう!



## 「社労士の教科書」 「社労士の問題集」

「教科書」を読んで  
内容を理解、  
「問題集」で教科書の  
理解度をチェック!  
この繰り返しで知識の  
定着につながります。



## 「合格のツボ 選択対策」 「合格のツボ 択一対策」 「全科目横断総まとめ」

「合格のツボ」で予想問題を  
たくさん解き、基本を強化。  
「全科目横断総まとめ」で、  
知識をさまざまな角度から  
整理し、確実におさえましょう。



+Web  
サポートも  
充実!

TAC出版の社労士本は、書籍刊行後に法改正があった場合でも、法改正情報を、TAC出版書籍販売サイト「Cyber Book Store」ですばやく公開していきますので、安心して学習に集中することができます。全力で独学者を応援していきます!



### 「社労士の年度別過去問題集 5年分」

最新5年分の過去問を解き、  
実力チェック!  
何度も繰り返し解きましょう!



### 「社労士の直前予想模試」

今までの学習内容の最終確認として、  
予想模試にチャレンジ!  
本試験形式の予想問題を  
2回分収録しています!

2022  
年試験  
合格!

無敵  
シリーズ

試験に勝つためのマストアイテム!!



無敵の社労士  
①スタートダッシュ



無敵の社労士  
②本試験徹底解剖



無敵の社労士  
③完全無欠の直前対策

# CONTENTS

- はじめに／(3) 本書の特長と効果的な学習法／(4)  
セパレートBOOK形式／(9) 社会保険労務士試験の概要／(10)  
TAC出版の社労士本 合格活用術／(12)  
はじめての社労士試験 スタートアップ講座／(20)  
社労士試験 法改正トピックス／(28)  
労働関係科目のイメージ図／(38) 社会保険関係科目のイメージ図／(40)

## Part 1 労働関係科目



### Part 1 労働関係科目 CONTENTS

( ) 内は科目別ページ番号です。

#### CHAPTER 1 労働基準法

オリエンテーション／2(2)

- Section 1 労働基準法の基本理念等 ..... 8(8)  
Section 2 労働契約等 ..... 20(20)  
Section 3 賃 金 ..... 36(36)  
Section 4 労働時間、休憩、休日 ..... 48(48)  
Section 5 変形労働時間制 ..... 59(59)  
Section 6 時間外労働・休日労働 ..... 69(69)  
Section 7 みなし労働時間制 ..... 83(83)  
Section 8 年次有給休暇 ..... 89(89)  
Section 9 年少者、妊産婦等 ..... 98(98)  
Section10 就業規則、監督等その他 ..... 109(109)

#### CHAPTER 2 労働安全衛生法

オリエンテーション／124(2)

- Section 1 目的等 ..... 130(8)  
Section 2 安全衛生管理体制Ⅰ ..... 133(11)  
Section 3 安全衛生管理体制Ⅱ ..... 147(25)  
Section 4 事業者等の講ずべき措置等 ..... 156(34)  
Section 5 機械等並びに危険物及び有害物に関する規制 ..... 160(38)  
Section 6 就業制限、安全衛生教育 ..... 172(50)  
Section 7 作業環境測定、作業の管理等 ..... 176(54)

Section 8	健康診断	179(57)
Section 9	面接指導等	187(65)
Section10	監督等その他	194(72)

## CHAPTER 3 労働者災害補償保険法

---

オリエンテーション／204(2)

Section 1	目的等	210(8)
Section 2	業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害	214(12)
Section 3	給付基礎日額	224(22)
Section 4	保険給付Ⅰ	231(29)
Section 5	保険給付Ⅱ	242(40)
Section 6	保険給付Ⅲ	251(49)
Section 7	通則等	261(59)
Section 8	社会復帰促進等事業	274(72)
Section 9	特別加入	282(80)
Section10	不服申立て、雑則その他	289(87)

## CHAPTER 4 雇用保険法

---

オリエンテーション／296(2)

Section 1	目的等	304(10)
Section 2	被保険者等	307(13)
Section 3	失業等給付、求職者給付Ⅰ	320(26)
Section 4	求職者給付Ⅱ	343(49)
Section 5	求職者給付Ⅲ	351(57)
Section 6	求職者給付Ⅳ	355(61)
Section 7	就職促進給付	359(65)
Section 8	教育訓練給付	370(76)
Section 9	雇用継続給付、育児休業給付	376(82)
Section10	通則、不服申立て、雑則その他	389(95)

## CHAPTER 5 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

---

オリエンテーション／404(2)

Section 1	総則、保険関係の成立及び消滅等	410(8)
Section 2	事業の一括	416(14)
Section 3	労働保険料の種類等	421(19)
Section 4	概算保険料	428(26)
Section 5	確定保険料等	438(36)

Section 6	メリット制	444(42)
Section 7	印紙保険料	449(47)
Section 8	特例納付保険料	454(52)
Section 9	督促等、不服申立て、雑則その他	457(55)
Section10	労働保険事務組合	464(62)

## CHAPTER 6 労務管理その他の労働に関する一般常識

オリエンテーション／472(2)		
Section 1	集团的労使関係法	478(8)
Section 2	個別労働関係法	485(15)
Section 3	労働市場法	532(62)
Section 4	労務管理	572(102)
Section 5	労働経済、労働統計	584(114)

### Part 1 索引／594

## Part 2 社会保険関係科目



### Part 2 社会保険関係科目 CONTENTS ( ) 内は科目別ページ番号です。

## CHAPTER 7 健康保険法

オリエンテーション／2(2)		
Section 1	目的等、保険者	8(8)
Section 2	適用事業所、被保険者等	19(19)
Section 3	保険医療機関等	41(41)
Section 4	標準報酬	46(46)
Section 5	保険給付Ⅰ	61(61)
Section 6	保険給付Ⅱ	84(84)
Section 7	費用の負担等	100(100)
Section 8	日雇特例被保険者に関する保険給付等	118(118)
Section 9	通則等	133(133)
Section10	保健事業及び福祉事業、不服申立て、雑則等	140(140)

## CHAPTER 8 国民年金法

オリエンテーション／148(2)		
Section 1	目的等	154(8)
Section 2	被保険者等	157(11)

Section 3	費用の負担等	172(26)
Section 4	老齢基礎年金	193(47)
Section 5	障害基礎年金	212(66)
Section 6	遺族基礎年金	226(80)
Section 7	独自給付等	238(92)
Section 8	年金額の調整等	246(100)
Section 9	通則等、不服申立て、雑則等	251(105)
Section10	国民年金基金等	263(117)

## CHAPTER 9 厚生年金保険法

---

オリエンテーション／270(2)		
Section 1	目的等	278(8)
Section 2	被保険者等、標準報酬	283(13)
Section 3	本来の老齢厚生年金	308(38)
Section 4	特別支給の老齢厚生年金等	324(54)
Section 5	障害厚生年金等	341(71)
Section 6	遺族厚生年金等	353(83)
Section 7	離婚時における標準報酬の分割	368(98)
Section 8	年金額の調整等、通則等	375(105)
Section 9	費用の負担等、不服申立て、雑則等	385(115)
Section10	厚生年金基金等	399(129)

## CHAPTER10 社会保険に関する一般常識

---

オリエンテーション／410(2)		
Section 1	社会保険法規等	414(6)
Section 2	企業年金制度、社会保険労務士法	451(43)
Section 3	社会保障制度、社会保障の沿革等	481(73)

## Part 2 索引／492



MEMO



# はじめての社労士試験 スタートアップ講座

By 滝澤 ななみ

本文に入る前に、ここで  
社労士試験の学習内容を  
ざっくり知ろう!!



最新の法改正トピックスなど、  
耳寄りな情報も  
満載ですよ!!



一緒に  
がんばりましょう!

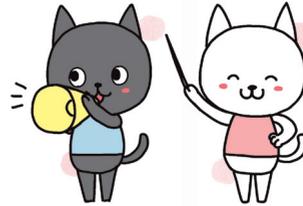
特別企画

# はじめての社労士試験

## スタートアップ講座

By 滝澤ななみ

各科目の具体的な内容に入る前に、  
社労士試験の勉強で学ぶ科目のことを  
ここでざっくりご紹介します。



社会保険 ↑ 労働 ↓ 士  
社会保険 と 労働の 専門家  
(労働)

### ガイドンス

これから皆さんが学習する**社会保険** **労働** **士**とは、「**社会保険**」と「**労働 (労働)**」の専門家のことです。ですから、本書でも大きく「社会保険」と「労働」について学習していきますが……

### ガイドンス

社会保険のほうが少々複雑なので、この本では、さきにPart1で労働関係について学習し、つづいてPart2で社会保険関係について学習していきます。

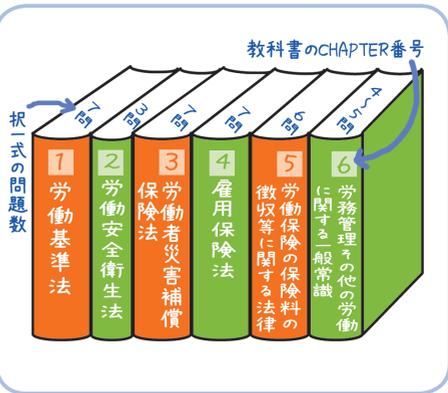
社会保険 労働 士

Part1  
労働関係

Part2  
社会保険関係

Part 1 労働関係科目で学習すること

Part1 労働関係科目では、働くうえで深くかかわってくる法律について学習します。  
労働関係でみていく法律はこんな感じですよ。→  
ちょっとわかりづらいですね。ひとつずつみていきましょう。



お給料を出しているんだから、1日15時間、休みナシで働いてね!

え〜でも、仕方ないわ〜

**強い立場**  
働いてもらう側 = 使用者

**弱い立場**  
働く側 = 労働者

CH1 労働基準法

一般的には使用者よりも労働者のほうが立場が弱いので、たとえば、「労働時間が1日15時間、休日なし」でよければ雇ってあげると言われたときに、労働者はこのような労働条件でものまざるを得ないことがあるとしたら、労働者があまりにもか弱いそうですね。

CH1 労働基準法

このようなときに、「労働基準法」が労働者を守ってくれるのです。たとえば「労働基準法」では、「1日の労働時間は8時間まで、休日は1週7日以上」と定められており、すべての会社はこの定めに従わなければなりません。  
違反すれば罰則があります。  
このように労働条件の最低基準を定めて労働者を保護する法律が「労働基準法」です。

1日の労働時間は8時間まで!  
休日は週7日以上!

**働いてもらう側 = 使用者**

**働く側 = 労働者**

## × CH2 | 労働安全衛生法 ×

それから、労働者の安全と健康を確保する必要があります。  
このような、労働者の安全と健康にかかわる重要な事柄を定めている法律が「労働安全衛生法」です。

1年に1回は  
会社の経費で  
健康診断を行って  
くださいね!

安全衛生管理  
体制を整えて  
くださいね!



会社に落ち度なくても、  
労働者に補償しなさいね!



## × CH3 | 労働者災害補償保険法 ×

「労働基準法」では、労働者が仕事中にケガをしたり、仕事がかもとで病気になる場合には、使用者にその補償をする義務を負わせています。

## × CH3 | 労働者災害補償保険法 ×

しかし、大きな事故が起きて、たくさんの労働者がケガをしてしまった場合や重い障害をおってしまった場合、また不幸にして亡くなってしまった場合などには、補償金額が大きくなりすぎて、会社がそれを支払うことができなくなるかもしれません。

金額が大きすぎて、  
支払えません…



支払ったら、  
会社が倒産  
しちゃうよ…



そ、それは  
マズイかも…



× CH3 | 労働者災害補償保険法 ×

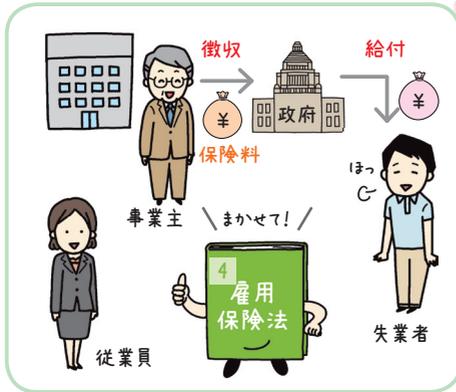
このような事態を防ぐために「労働者災害補償保険法」があります。よく「労災保険」といわれています。

労災保険では、政府が会社から保険料を徴収し、仕事に労働者がケガをしたときなどには、その保険料をもとに、労働者へ保険給付を行います。労働者は、仕事にケガをしたときでも、確実に補償が受けられることになるのです。

× CH4 | 雇用保険法 ×

たとえば、失業した場合、すぐに次の就職先を見つけられればよいのですが、そう上手くいかないこともあります。

失業中は収入もないため、目先の生活のことで手一杯になり、求職活動どころではなくなってしまうかもしれません。



× CH4 | 雇用保険法 ×

そんな状態を回避するために、「雇用保険法」があります。

「雇用保険法」では、失業者に対して求職者給付を行うことによって、失業中の生活を支えています。



# Part 1

## 労働関係科目

まずここでは、最初に学習する労働基準法をはじめ、働く（働かせる）うえで深く関わってくるルール（法律）について学習していきます。普段意識せず働いていても、そのルールは法律によって決められているということがわかるようになります。

CHAPTER1 ■ 労働基準法

CHAPTER2 ■ 労働安全衛生法

CHAPTER3 ■ 労働者災害補償保険法

CHAPTER4 ■ 雇用保険法

CHAPTER5 ■ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

CHAPTER6 ■ 労務管理その他の労働に関する一般常識

# Part 1 労働関係科目

## CONTENTS

ⒶⒷⒸは、重要度を示しています。( )内は科目別ページ番号です。

### CHAPTER 1

#### 労働基準法

オリエンテーション	2(2)		
<b>Section 1 労働基準法の基本理念等</b>	8(8)	<b>Section 5 変形労働時間制</b>	59(59)
① 労働基準法の基本理念等Ⓐ	8(8)	① 1箇月単位の変形労働時間制Ⓑ	60(60)
② 労働者の人権保障Ⓐ	9(9)	② 1年単位の変形労働時間制Ⓑ	61(61)
③ 適用事業Ⓐ	12(12)	③ フレックスタイム制Ⓑ	64(64)
④ 労働者と使用者の定義Ⓐ	16(16)	④ 1週間単位の変形労働時間制Ⓑ	66(66)
ミニテスト	19(19)	ミニテスト	68(68)
<b>Section 2 労働契約等</b>	20(20)	<b>Section 6 時間外労働・休日労働</b>	69(69)
① 労働契約Ⓐ	20(20)	① 時間外労働・休日労働Ⓐ	69(69)
② 労働条件の明示Ⓐ	21(21)	② 臨時の必要による時間外労働・休日労働Ⓑ	70(70)
③ 労働者の長期人身拘束の防止Ⓐ	22(22)	③ 三六協定による時間外労働・休日労働Ⓐ	71(71)
④ 解雇Ⓐ	27(27)	④ 割増賃金Ⓑ	75(75)
⑤ 退職時等の証明等Ⓑ	32(32)	ミニテスト	82(82)
ミニテスト	35(35)	<b>Section 7 みなし労働時間制</b>	83(83)
<b>Section 3 賃金</b>	36(36)	① 事業場外労働のみなし労働時間制Ⓑ	83(83)
① 賃金の定義Ⓐ	36(36)	② 専門業務型裁量労働制Ⓑ	85(85)
② 賃金支払の5原則Ⓐ	37(37)	③ 企画業務型裁量労働制Ⓑ	86(86)
③ 非常時払Ⓑ	41(41)	ミニテスト	88(88)
④ 休業手当Ⓐ	42(42)	<b>Section 8 年次有給休暇</b>	89(89)
⑤ 出来高払制の保障給Ⓑ	43(43)	① 年次有給休暇の権利の発生Ⓐ	89(89)
⑥ 平均賃金Ⓑ	43(43)	② 年次有給休暇の成立と効果Ⓐ	91(91)
ミニテスト	47(47)	③ 付与日数Ⓐ	91(91)
<b>Section 4 労働時間、休憩、休日</b>	48(48)	④ 付与の方法Ⓐ	93(93)
① 労働時間Ⓑ	48(48)	⑤ 年次有給休暇中の賃金Ⓐ	95(95)
② 法定労働時間Ⓐ	49(49)	⑥ 年次有給休暇を取得した労働者に対する措置Ⓐ	96(96)
③ 休憩Ⓑ	50(50)	ミニテスト	97(97)
④ 休日Ⓑ	52(52)	<b>Section 9 年少者、妊産婦等</b>	98(98)
⑤ 労働時間等の適用除外Ⓐ	53(53)	① 未成年者の労働契約等Ⓑ	98(98)
ミニテスト	58(58)		

② 最低年齢 <sup>ⓑ</sup>	98 (98)
③ 年少者 <sup>ⓑ</sup>	99 (99)
④ 妊産婦等 <sup>Ⓐ</sup>	103 (103)
⑤ 年少者、妊産婦等の就業制限 <sup>ⓒ</sup>	106 (106)
⑥ 徒弟の弊害排除 <sup>ⓒ</sup>	107 (107)
ミニテスト	108 (108)

## Section 10 就業規則、

### 監督等その他 109 (109)

① 就業規則の作成及び届出 <sup>Ⓐ</sup>	109 (109)
② 就業規則の必要記載事項 <sup>Ⓐ</sup>	110 (110)
③ 制裁規定の制限 <sup>ⓑ</sup>	112 (112)
④ 効力関係 <sup>Ⓐ</sup>	113 (113)
⑤ 寄宿舎生活の自由と自治 <sup>ⓒ</sup>	113 (113)
⑥ 寄宿舎規則 <sup>ⓑ</sup>	114 (114)
⑦ 監督上の行政措置 <sup>ⓒ</sup>	115 (115)
⑧ 周知義務 <sup>Ⓐ</sup>	115 (115)
⑨ 記録 <sup>ⓑ</sup>	116 (116)
⑩ 付加金の支払 <sup>ⓑ</sup>	117 (117)
⑪ 時効 <sup>ⓑ</sup>	117 (117)
⑫ 災害補償 <sup>ⓒ</sup>	118 (118)
⑬ 監督機関 <sup>ⓒ</sup>	119 (119)
⑭ 罰則 <sup>ⓒ</sup>	120 (120)
ミニテスト	121 (121)

## CHAPTER 2

### 労働安全衛生法

オリエンテーション	124 (2)
-----------	---------

#### Section 1 目的等 130 (8)

① 目的 <sup>Ⓐ</sup>	130 (8)
② 事業者等の責務 <sup>Ⓐ</sup>	130 (8)
③ 定義等 <sup>Ⓐ</sup>	131 (9)
④ 事業者に関する規定の適用 <sup>ⓑ</sup>	132 (10)
ミニテスト	132 (10)

#### Section 2 安全衛生管理体制Ⅰ 133 (11)

① 総括安全衛生管理者 <sup>Ⓐ</sup>	133 (11)
--------------------------	----------

② 安全管理者 <sup>ⓑ</sup>	135 (13)
③ 衛生管理者 <sup>Ⓐ</sup>	137 (15)
④ 産業医 <sup>Ⓐ</sup>	138 (16)
⑤ 安全衛生推進者・衛生推進者 <sup>ⓑ</sup>	141 (19)
⑥ 作業主任者 <sup>ⓑ</sup>	142 (20)
⑦ 安全委員会 <sup>ⓑ</sup>	143 (21)
⑧ 衛生委員会 <sup>ⓑ</sup>	144 (22)
ミニテスト	146 (24)

#### Section 3 安全衛生管理体制Ⅱ 147 (25)

① 統括安全衛生責任者 <sup>ⓑ</sup>	147 (25)
② 元方安全衛生管理者 <sup>ⓑ</sup>	149 (27)
③ 安全衛生責任者 <sup>ⓑ</sup>	150 (28)
④ 店社安全衛生管理者 <sup>ⓒ</sup>	150 (28)
ミニテスト	151 (29)

#### Section 4 事業者等の講ずべき措置等

	156 (34)
① 調査等の責務 <sup>Ⓐ</sup>	156 (34)
② 元方事業者の責務 <sup>Ⓐ</sup>	156 (34)
③ 特定元方事業者の責務 <sup>Ⓐ</sup>	157 (35)
④ 製造業の元方事業者の責務 <sup>Ⓐ</sup>	157 (35)
⑤ 注文者の責務 <sup>Ⓐ</sup>	158 (36)
⑥ 機械等貸与者の責務 <sup>Ⓐ</sup>	158 (36)
⑦ 建築物貸与者の責務 <sup>Ⓐ</sup>	158 (36)
⑧ その他の措置 <sup>Ⓐ</sup>	158 (36)
ミニテスト	159 (37)

#### Section 5 機械等並びに危険物及び

##### 有害物に関する規制 160 (38)

① 特定機械等 <sup>ⓑ</sup>	160 (38)
② 第42条の機械等 <sup>ⓑ</sup>	164 (42)
③ 定期自主検査 <sup>ⓒ</sup>	166 (44)
④ 危険・有害物 <sup>ⓑ</sup>	166 (44)
⑤ 有害性の調査 <sup>ⓑ</sup>	169 (47)
ミニテスト	171 (49)

## Section 6 就業制限、安全衛生教育

	172 (50)
① 就業制限 <sup>ⓑ</sup>	172 (50)
② 安全衛生教育 <sup>Ⓐ</sup>	173 (51)
ミニテスト	175 (53)

## Section 7 作業環境測定、 作業の管理等

	176 (54)
① 作業環境測定 <sup>ⓒ</sup>	176 (54)
② 作業の管理 <sup>Ⓐ</sup>	177 (55)
③ その他健康の保持増進等のための 措置 <sup>Ⓐ</sup>	177 (55)
ミニテスト	178 (56)

## Section 8 健康診断

	179 (57)
① 一般健康診断 <sup>Ⓐ</sup>	180 (58)
② 特殊健康診断 <sup>ⓑ</sup>	183 (61)
③ その他の健康診断 <sup>ⓑ</sup>	184 (62)
④ 健康診断実施後の措置等 <sup>Ⓐ</sup>	184 (62)
ミニテスト	186 (64)

## Section 9 面接指導等

	187 (65)
① 面接指導の実施等 <sup>Ⓐ</sup>	187 (65)
② 心理的な負担の程度を把握するた めの検査等 <sup>Ⓐ</sup>	190 (68)
ミニテスト	193 (71)

## Section10 監督等その他

	194 (72)
① 特別安全衛生改善計画 <sup>ⓑ</sup>	194 (72)
② 安全衛生改善計画 <sup>ⓑ</sup>	195 (73)
③ 計画の届出等 <sup>ⓑ</sup>	196 (74)
④ 監督機関、雑則等 <sup>ⓒ</sup>	197 (75)
⑤ 罰則 <sup>ⓒ</sup>	200 (78)
ミニテスト	201 (79)

# CHAPTER 3 労働者災害補償保険法

オリエンテーション	204 (2)
-----------	---------

## Section 1 目的等

	210 (8)
① 目的等 <sup>Ⓐ</sup>	210 (8)
② 適用事業 <sup>Ⓐ</sup>	211 (9)
③ 暫定任意適用事業 <sup>ⓑ</sup>	212 (10)
ミニテスト	213 (11)

## Section 2 業務災害、複数業務要因 災害及び通勤災害

	214 (12)
① 業務災害 <sup>Ⓐ</sup>	214 (12)
② 複数業務要因災害 <sup>Ⓐ</sup>	216 (14)
③ 通勤災害 <sup>Ⓐ</sup>	217 (15)
ミニテスト	223 (21)

## Section 3 給付基礎日額

	224 (22)
① 給付基礎日額 <sup>ⓑ</sup>	224 (22)
② 給付基礎日額のスライド <sup>ⓑ</sup>	226 (24)
③ 年齢階層別の最低限度額・最高限 度額 <sup>ⓑ</sup>	228 (26)
ミニテスト	230 (28)

## Section 4 保険給付 I

	231 (29)
① 保険給付の種類 <sup>Ⓐ</sup>	231 (29)
② 療養（補償）等給付 <sup>Ⓐ</sup>	233 (31)
③ 休業（補償）等給付 <sup>Ⓐ</sup>	236 (34)
④ 傷病（補償）等年金 <sup>Ⓐ</sup>	238 (36)
ミニテスト	241 (39)

## Section 5 保険給付 II

	242 (40)
① 障害（補償）等給付 <sup>Ⓐ</sup>	242 (40)
② 障害（補償）等年金前払一時金 <sup>ⓑ</sup>	245 (43)
③ 障害（補償）等年金差額一時金 <sup>ⓑ</sup>	247 (45)
④ 介護（補償）等給付 <sup>ⓑ</sup>	248 (46)
ミニテスト	250 (48)

<b>Section 6 保険給付Ⅲ</b>	251 (49)
① 遺族（補償）等年金 <sup>Ⓐ</sup>	251 (49)
② 遺族（補償）等年金前払一時金 <sup>Ⓑ</sup>	255 (53)
③ 遺族（補償）等一時金 <sup>Ⓑ</sup>	256 (54)
④ 葬祭料等（葬祭給付） <sup>Ⓑ</sup>	257 (55)
⑤ 二次健康診断等給付 <sup>Ⓑ</sup>	258 (56)
ミニテスト	260 (58)

<b>Section 7 通則等</b>	261 (59)
① 年金給付の支給期間等 <sup>Ⓐ</sup>	261 (59)
② 死亡の推定 <sup>Ⓐ</sup>	262 (60)
③ 未支給の保険給付 <sup>Ⓑ</sup>	262 (60)
④ 受給権の保護 <sup>Ⓑ</sup>	263 (61)
⑤ 年金受給権者の定期報告書 <sup>Ⓐ</sup>	264 (62)
⑥ 支払の調整 <sup>Ⓑ</sup>	264 (62)
⑦ 併給調整 <sup>Ⓑ</sup>	266 (64)
⑧ 支給制限等 <sup>Ⓑ</sup>	267 (65)
⑨ 費用徴収 <sup>Ⓑ</sup>	268 (66)
⑩ 第三者行為災害 <sup>Ⓑ</sup>	269 (67)
⑪ 事業主責任災害 <sup>Ⓑ</sup>	271 (69)
ミニテスト	273 (71)

<b>Section 8 社会復帰促進等事業</b>	274 (72)
① 社会復帰促進等事業 <sup>Ⓑ</sup>	274 (72)
② 特別支給金 <sup>Ⓑ</sup>	275 (73)
③ 特別支給金の通則事項 <sup>Ⓑ</sup>	280 (78)
ミニテスト	281 (79)

<b>Section 9 特別加入</b>	282 (80)
① 特別加入の対象者 <sup>Ⓑ</sup>	282 (80)
② 特別加入の効果 <sup>Ⓑ</sup>	285 (83)
ミニテスト	288 (86)

<b>Section 10 不服申立て、雑則その他</b>	289 (87)
① 不服申立て <sup>Ⓑ</sup>	289 (87)
② 時効等 <sup>Ⓐ</sup>	291 (89)
ミニテスト	293 (91)

## CHAPTER 4 雇用保険法

### オリエンテーション 296 (2)

<b>Section 1 目的等</b>	304 (10)
① 目的等 <sup>Ⓐ</sup>	304 (10)
② 適用事業 <sup>Ⓐ</sup>	305 (11)
③ 暫定任意適用事業 <sup>Ⓑ</sup>	305 (11)
ミニテスト	306 (12)

<b>Section 2 被保険者等</b>	307 (13)
① 被保険者とその種類 <sup>Ⓐ</sup>	307 (13)
② 適用除外等 <sup>Ⓐ</sup>	310 (16)
③ 被保険者資格の確認 <sup>Ⓑ</sup>	312 (18)
④ 適用事業に関する届出 <sup>Ⓑ</sup>	313 (19)
⑤ 日雇労働被保険者以外の被保険者に関する届出 <sup>Ⓐ</sup>	314 (20)
⑥ 日雇労働被保険者に関する届出 <sup>Ⓑ</sup>	317 (23)
⑦ 電子申請の義務 <sup>Ⓒ</sup>	318 (24)
ミニテスト	319 (25)

<b>Section 3 失業等給付、求職者給付 I</b>	320 (26)
① 失業等給付の種類 <sup>Ⓐ</sup>	320 (26)
② 受給資格 <sup>Ⓐ</sup>	321 (27)
③ 受給手続 <sup>Ⓑ</sup>	328 (34)
④ 基本手当の日額 <sup>Ⓑ</sup>	331 (37)
⑤ 所定給付日数 <sup>Ⓐ</sup>	336 (42)
⑥ 受給期間 <sup>Ⓑ</sup>	338 (44)
ミニテスト	342 (48)

<b>Section 4 求職者給付Ⅱ</b>	343 (49)
① 延長給付 <sup>Ⓑ</sup>	343 (49)
② 基本手当以外の一般被保険者に係る求職者給付 <sup>Ⓑ</sup>	347 (53)
ミニテスト	350 (56)

<b>Section 5 求職者給付Ⅲ</b>	351 (57)
① 高齢求職者給付金 <sup>Ⓐ</sup>	351 (57)
② 特例一時金 <sup>Ⓐ</sup>	352 (58)

ミニテスト	354 (60)
<b>Section 6 求職者給付Ⅳ</b>	355 (61)
① 日雇労働求職者給付金 <sup>ⓑ</sup>	355 (61)
② 基本手当との調整 <sup>ⓑ</sup>	358 (64)
ミニテスト	358 (64)

<b>Section 7 就職促進給付</b>	359 (65)
① 就業手当 <sup>Ⓐ</sup>	359 (65)
② 再就職手当及び就業促進定着手当 <sup>Ⓐ</sup>	361 (67)
③ 常用就職支度手当 <sup>Ⓐ</sup>	363 (69)
④ 移転費 <sup>Ⓐ</sup>	365 (71)
⑤ 求職活動支援費 <sup>Ⓐ</sup>	366 (72)
ミニテスト	369 (75)

<b>Section 8 教育訓練給付</b>	370 (76)
① 教育訓練給付金 <sup>ⓑ</sup>	370 (76)
② 教育訓練支援給付金 <sup>ⓑ</sup>	374 (80)
ミニテスト	375 (81)

<b>Section 9 雇用継続給付、 育児休業給付</b>	376 (82)
① 高年齢雇用継続給付Ⅰ（高年齢雇用継続基本給付金） <sup>ⓑ</sup>	377 (83)
② 高年齢雇用継続給付Ⅱ（高年齢再就職給付金） <sup>ⓑ</sup>	379 (85)
③ 介護休業給付金 <sup>ⓑ</sup>	381 (87)
④ 育児休業給付金 <sup>ⓑ</sup>	384 (90)
ミニテスト	388 (94)

<b>Section10 通則、不服申立て、 雑則その他</b>	389 (95)
① 受給権の保護 <sup>ⓑ</sup>	389 (95)
② 未支給の失業等給付 <sup>ⓒ</sup>	389 (95)
③ 不正利得の返還命令等 <sup>ⓑ</sup>	390 (96)
④ 育児休業給付への準用 <sup>ⓒ</sup>	390 (96)
⑤ 不正受給による給付制限 <sup>ⓑ</sup>	391 (97)
⑥ 就職拒否等による給付制限 <sup>ⓑ</sup>	392 (98)
⑦ 離職理由による給付制限 <sup>Ⓐ</sup>	393 (99)

⑧ 二事業 <sup>ⓒ</sup>	394 (100)
⑨ 費用の負担 <sup>ⓑ</sup>	396 (102)
⑩ 不服申立て <sup>ⓑ</sup>	397 (103)
⑪ 雑則等 <sup>ⓒ</sup>	399 (105)
ミニテスト	401 (107)

## CHAPTER 5 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

オリエンテーション	404 (2)
-----------	---------

<b>Section 1 総則、保険関係の成立 及び消滅等</b>	410 (8)
① 趣旨 <sup>Ⓐ</sup>	410 (8)
② 適用事業の区分 <sup>Ⓐ</sup>	410 (8)
③ 保険関係の成立 <sup>Ⓐ</sup>	411 (9)
④ 保険関係の消滅 <sup>Ⓐ</sup>	413 (11)
ミニテスト	415 (13)

<b>Section 2 事業の一括</b>	416 (14)
① 有期事業の一括 <sup>Ⓐ</sup>	416 (14)
② 請負事業の一括 <sup>Ⓐ</sup>	417 (15)
③ 下請負事業の分離 <sup>ⓑ</sup>	418 (16)
④ 継続事業の一括 <sup>Ⓐ</sup>	418 (16)
ミニテスト	420 (18)

<b>Section 3 労働保険料の種類等</b>	421 (19)
① 労働保険料の種類 <sup>Ⓐ</sup>	421 (19)
② 一般保険料の額 <sup>Ⓐ</sup>	421 (19)
③ 賃金総額 <sup>Ⓐ</sup>	422 (20)
④ 一般保険料率 <sup>ⓑ</sup>	424 (22)
⑤ 特別加入保険料の額 <sup>ⓒ</sup>	426 (24)
⑥ 印紙保険料の額 <sup>ⓑ</sup>	427 (25)
ミニテスト	427 (25)

<b>Section 4 概算保険料</b>	428 (26)
① 概算保険料の申告・納付期限 <sup>Ⓐ</sup>	428 (26)
② 概算保険料の申告・納付先 <sup>Ⓐ</sup>	429 (27)
③ 概算保険料の額 <sup>ⓑ</sup>	431 (29)

④ 概算保険料の延納 <sup>ⓑ</sup>	432 (30)
⑤ 増加概算保険料 <sup>ⓑ</sup>	434 (32)
⑥ 概算保険料の追加徴収 <sup>ⓑ</sup>	435 (33)
⑦ 概算保険料の認定決定 <sup>Ⓐ</sup>	436 (34)
ミニテスト	437 (35)

## Section 5 確定保険料等 438 (36)

① 確定保険料の申告期限 <sup>Ⓐ</sup>	438 (36)
② 確定保険料の額 <sup>ⓑ</sup>	439 (37)
③ 確定精算 <sup>Ⓐ</sup>	439 (37)
④ 確定保険料の認定決定 <sup>Ⓐ</sup>	440 (38)
⑤ 口座振替による納付 <sup>ⓑ</sup>	441 (39)
⑥ 電子申請の義務 <sup>ⓒ</sup>	442 (40)
ミニテスト	443 (41)

## Section 6 メリット制 444 (42)

① 継続事業のメリット制 <sup>ⓑ</sup>	444 (42)
② 有期事業のメリット制 <sup>ⓒ</sup>	446 (44)
ミニテスト	448 (46)

## Section 7 印紙保険料 449 (47)

① 印紙保険料の納付 <sup>ⓑ</sup>	449 (47)
② 雇用保険印紙 <sup>ⓑ</sup>	450 (48)
③ 印紙保険料の認定決定 <sup>ⓑ</sup>	451 (49)
ミニテスト	453 (51)

## Section 8 特例納付保険料 454 (52)

① 特例納付保険料 <sup>ⓑ</sup>	454 (52)
② 特例納付保険料の額 <sup>ⓑ</sup>	454 (52)
③ 特例納付保険料の納付の勧奨 <sup>ⓑ</sup>	455 (53)
④ 特例納付保険料の納付 <sup>ⓑ</sup>	455 (53)
ミニテスト	456 (54)

## Section 9 督促等、不服申立て、 雑則その他 457 (55)

① 督促 <sup>ⓑ</sup>	457 (55)
② 滞納処分等 <sup>ⓑ</sup>	457 (55)
③ 延滞金の徴収 <sup>ⓑ</sup>	458 (56)
④ 労働保険料の負担割合 <sup>ⓑ</sup>	459 (57)

⑤ 不服申立て <sup>ⓒ</sup>	460 (58)
⑥ 雑則等 <sup>ⓒ</sup>	461 (59)
ミニテスト	463 (61)

## Section10 労働保険事務組合 464 (62)

① 労働保険事務組合の概要 <sup>Ⓐ</sup>	464 (62)
② 労働保険事務組合の認可 <sup>ⓑ</sup>	465 (63)
③ 労働保険事務組合の責任等 <sup>Ⓐ</sup>	466 (64)
④ 報奨金 <sup>ⓒ</sup>	469 (67)
ミニテスト	470 (68)

# CHAPTER 6 労務管理その他の労働に 関する一般常識

## オリエンテーション 472 (2)

## Section 1 集団的労使関係法 478 (8)

① 労働組合法 <sup>Ⓐ</sup>	478 (8)
② 労働関係調整法 <sup>ⓒ</sup>	482 (12)
ミニテスト	484 (14)

## Section 2 個別労働関係法 485 (15)

① 労働契約法 <sup>Ⓐ</sup>	485 (15)
② 労働時間等設定改善法 <sup>ⓒ</sup>	490 (20)
③ 過労死等防止対策推進法 <sup>ⓒ</sup>	491 (21)
④ 個別労働関係紛争解決促進法 <sup>ⓒ</sup>	493 (23)
⑤ パートタイム・有期雇用労働法 <sup>ⓑ</sup>	494 (24)
⑥ 男女雇用機会均等法 <sup>Ⓐ</sup>	500 (30)
⑦ 育児・介護休業法 <sup>ⓒ</sup>	506 (36)
⑧ 次世代育成支援対策推進法 <sup>ⓑ</sup>	517 (47)
⑨ 女性活躍推進法 <sup>ⓑ</sup>	520 (50)
⑩ 最低賃金法 <sup>Ⓐ</sup>	523 (53)
⑪ 賃金支払確保法 <sup>ⓒ</sup>	527 (57)
⑫ 中小企業退職金共済法 <sup>ⓒ</sup>	529 (59)
ミニテスト	530 (60)

## Section 3 労働市場法 532 (62)

① 労働施策総合推進法 <sup>ⓑ</sup>	532 (62)
--------------------------	----------

②	職業安定法㉔	536(66)
③	労働者派遣法㉕	542(72)
④	高齢者雇用安定法㉖	557(87)
⑤	障害者雇用促進法㉗	561(91)
⑥	職業能力開発促進法㉘	567(97)
⑦	求職者支援法㉙	569(99)
	ミニテスト	571(101)

#### Section 4 労務管理 572(102)

①	人事情報㉚	572(102)
②	雇用管理㉛	573(103)
③	能力開発㉜	576(106)
④	賃金管理㉝	578(108)
⑤	人間関係管理㉞	580(110)
	ミニテスト	583(113)

#### Section 5 労働経済、労働統計 584(114)

①	統計に関する基礎知識㉟	584(114)
②	労働統計の概要㊱	586(116)
	ミニテスト	593(123)

# CHAPTER 1

# 労働基準法

## | CONTENTS

オリエンテーション

Section 1 労働基準法の基本理念等

Section 2 労働契約等

Section 3 賃 金

Section 4 労働時間、休憩、休日

Section 5 変形労働時間制

Section 6 時間外労働・休日労働

Section 7 みなし労働時間制

Section 8 年次有給休暇

Section 9 年少者、妊産婦等

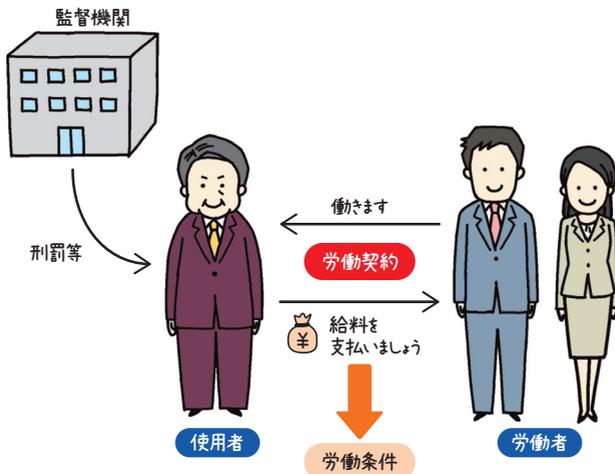
Section10 就業規則、監督等その他





# オリエンテーション

## 労働基準法の全体像



労働基準法は、労働者を保護するために、労働条件の最低基準を定めた法律です。各Sectionの概要は、次のとおりです。

### Section 1

## 労働基準法の基本理念等

労働基準法の基本理念等

労働者の人権保障

適用事業

労働者と使用者の定義

労働基準法のベースとなる考え方を学ぶSectionです。目的や労働者、使用者の定義など、労働基準法の根幹となる事項について学びます。

Section  
2

## 労働契約等



労働条件のベースとなる労働契約を学びます。労働契約の始まり（締結）から終わり（退職）まで一連の流れを理解しましょう。

Section  
3

## 賃金



労働者の生活の糧となる大事な賃金について学びます。労働基準法は、賃金が確実に労働者に支払われるよう、さまざまな規定をえています。

Section  
4

## 労働時間、休憩、休日



働きすぎ、働かせすぎを防止するため、労働基準法では、労働時間に関するさまざまな規定をえています。ここでは1日、1週間の労働時間を中心に学びます。

## Section 5

### 変形労働時間制



労働時間の総枠を柔軟にとらえ、さまざまな働き方を実現するためにできた制度が、変形労働時間制です。

変形労働時間制には4種類あります。このSectionでは、それぞれの内容を詳しく学びます。

## Section 6

### 時間外労働・休日労働



時間外労働（いわゆる残業）は、労働基準法で禁止とされている事項で、時間外労働をOKとするには、一定の要件を満たす必要があります。三六協定を中心に、理解を深めていきましょう。

## Section 7

### みなし労働時間制



みなし労働時間制は、外回りの営業のように、労働時間の算定が困難な場合などに対処するための制度です。

みなし労働時間制には3種類あります。このSectionでは、それぞれの内容を詳しく学びます。

Section  
8

## 年次有給休暇



「年休」「有給」といわれる「年次有給休暇」について学ぶSectionです。

年次有給休暇は、労働者の心身の疲労回復、ゆとりある生活の実現を目的としています。

Section  
9

## 年少者、妊産婦等



未成年者の労働について制限を加える規定や、母体保護の観点から、妊産婦等の就業に関して配慮する規定等について学びます。

Section  
10

## 就業規則、監督等その他



就業規則は、労働時間や賃金等の労働条件や、職場のルールを定めた大卒な規定です。また、労働基準法が適正にはたらくよう、刑罰等の規定についても学びます。

# 傾向と対策

労働基準法は、ここ数年難化傾向にあります。内容については、法律的な論点や判例からの出題が増加傾向にあり、制度趣旨を問う問題も目立つようになりました。まずは、条文の読み方や制度の趣旨などの基本事項を押さえた上で、教科書の内容を自分自身で説明できるくらいにしておきましょう。

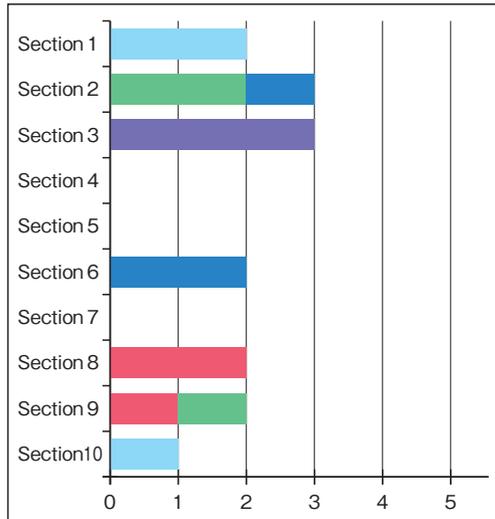
## 選択式

選択式においては、平成24年については条文及び通達からの出題でしたが、平成25年～令和3年はいずれの年も判例からの出題がみられました。今後も判例からの出題が続くと考えられます。代表的な判例については、その考え方をきちんと把握し、法律用語についても確認しておきたいところです。

## 選択式の出題実績

	H29	H30	R元	R2	R3
Section 1	—	—	—	2	—
Section 2	—	2	—	—	1
Section 3	—	—	3	—	—
Section 4	—	—	—	—	—
Section 5	—	—	—	—	—
Section 6	—	—	—	—	2
Section 7	—	—	—	—	—
Section 8	2	—	—	—	—
Section 9	1	1	—	—	—
Section 10	—	—	—	1	—

■ 平成29年  
■ 平成30年  
■ 令和元年  
■ 令和2年  
■ 令和3年

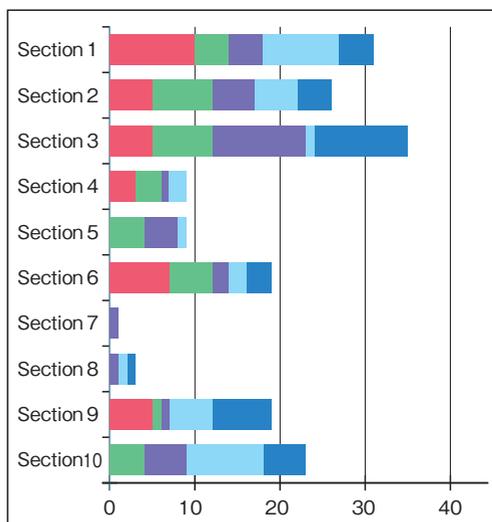


## 択一式

択一式においては、平成24年以降基本事項からの出題が多いですが、高度な知識等を問う問題も増えてきています。ここ数年の傾向をみると、難しい選択肢はみられるものの正解肢が比較的はっきりとしており、判断しやすい問題が多い一方で、実務的な知識が必要な出題もみられます。項目別にみると、労働時間、割増賃金、解雇、年次有給休暇、就業規則等の出題頻度が高くなっています。通達や判例からの出題が多いのも特徴といえるでしょう。過去5年では、平成30年及び令和元年に事例形式の問題が出題されています。また、令和元年を除き個数問題も出題されていますので、1肢ごとの正誤の判断をより明確に行う必要があります。

## 択一式の出題実績

	H29	H30	R元	R2	R3
Section 1	10	4	4	9	4
Section 2	5	7	5	5	4
Section 3	5	7	11	1	11
Section 4	3	3	1	2	—
Section 5	—	4	4	1	—
Section 6	7	5	2	2	3
Section 7	—	—	1	—	—
Section 8	—	—	1	1	1
Section 9	5	1	1	5	7
Section10	—	4	5	9	5



このSectionの  
ポイント

- ① は、労働基準法の根幹ですので、きちんと押さえておきましょう。
- ② は、何を禁止しているのか、条文の語尾に注意して読みましょう。
- ④ の労働者と使用者の定義は、しっかりと覚えましょう。

労働基準法は、労働条件の「**最低の基準**」を設けることによって、労働者を保護する法律として、**昭和22年**に制定されたものです。

また、労働条件を、労使が「**対等の立場**」において決定することも、労働基準法の**基本理念**です。このSectionでは、このような労働基準法の**基本理念**について学習します。

労働基準法の基本理念  
(労働者保護)

最低基準の設定

▲ 労働条件 ▼

労使対等の立場による決定

## 発展 ※1

労使の合意がある場合は？

労働基準法の基準を理由に労働条件を引き下げるとは、たとえ**労使の合意**に基づいたものであっても**違反行為**になる。

## 参考 ※2

他の理由での変更は？

労働基準法の基準を主たる理由として労働条件を低下させてはいけませんが、社会経済情勢の変動等**他に決定的な理由**がある場合には本条に**抵触**しない。

R3-1A

## 1 労働基準法の基本理念等

A

## 1 労働条件の原則 (法1)

「**労働条件**は、労働者が**人たるに値する生活**を営むための必要を充たすべきものでなければならない。」とされています。

**H27-1A** これは、日本国憲法25条1項の「すべて国民は、**健康で文化的な最低限度の生活**を営む権利を有する。」という規定と同様の**宣言的規定**といえます。 **H25-5A** **H28-1ア**

また、「労働基準法で定める**労働条件**の基準は**最低**のものであるから、**労働関係の当事者**<sup>\*1</sup>は、この基準を理由として<sup>\*2</sup>**労働条件を低下**させてはならないことはもとより、その**向上**を図るように**努め**なければならない。」とされています。 **H25-5B**

試験  
対策

労働基準法に規定する労働条件の基準（例えば1日8時間勤務が上限）が会社の就業規則に定める基準（例えば1日7時間勤務）より低いことを理由として、就業規則に定める労働条件を労働基準法の水準にまで引き下げる（1日8時間勤務にする）ことは、本条違反になる。

## 2 労働条件の決定（法2）

「労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものである。労働者及び使用者は、労働協約<sup>ろうどうきょうやく</sup>\*3、就業規則<sup>りこう</sup>\*4及び労働契約<sup>じゆんしやく</sup>\*5を遵守し、誠実に各々その義務を履行しなければならない。」とされています。労使対等の立場を基本理念とするとともに、約束事は、労使ともきちんとして守りましょうと宣言しているわけです。 H25-5C H28-1イ

試験  
対策

法1条と2条違反について、罰則の定めはない。

## ② 労働者の人権保障

A

### 1 均等待遇の原則（法3、S22.9.13発基17号）

「使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分<sup>しゃく会的身分</sup>\*6を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件<sup>ろうどうじけん</sup>\*7について、差別的取扱をしてはならない。」とされています。 R2-4A

ここで、「信条」とは、特定の宗教的又は政治的信念のことをいい、「社会的身分」とは生来的な地位のことをいいます。

H24-4A

職員と工員、正社員と臨時社員などは、「社会的身分」ではありません。したがって、「職員は10時始業、工員は9時始業」とするように職制上の地位（部長、課長など）により待遇に差異を設けることは本条違反ではありません。

※3

語句 労働協約

労働組合と使用者又はその団体との間に結ばれる労働条件などに関する協定のこと。

※4

語句 就業規則

労働者が就業上守るべき規律や労働条件などについて、使用者が定めた規則のこと。

※5

語句 労働契約

個々の労働者と使用者が結んだ、一定の労働条件の下で労働力を提供することを約する契約のこと。

参考 ※6

国籍、信条、社会的身分以外を理由とする差別的取扱いは？「国籍、信条、社会的身分」は、限定的に列挙したものであり、これら以外の理由で労働条件について差別をしても、法3条違反にはならない。 H25-5D H29-5ア

※7

語句 労働条件

職場における労働者の一切の待遇をいう。賃金、労働時間のほか、解雇、災害補償、安全衛生、寄宿舎等に関する条件も含まれるが、採用は含まれない。 H28-1ウ H30-4イ

試験  
対策

「差別的取扱」には、不利に取り扱う場合のみならず  
有利に取り扱う場合も含まれる。H27-1B H30-4ウ R3-1B

## 過去問 ※1

労働基準法第4条は、性別による差別のうち、特に顕著な弊害が認められた賃金について、罰則をもって、その差別的取扱いを禁止したものである。

解答：○ (H25-5E)

## 参考 ※2

「精神又は身体の自由を不当に拘束する手段」とは？

暴行、脅迫、監禁のほかには、長期労働契約(法14)、賠償額予定契約(法16)、前借金相殺契約(法17)、強制貯蓄(法18)などがある。

## 参考 ※3

「何人も」とは？

事業主に限定されず、個人、団体又は公人たると私人たるとを問わない。

## 発展 ※4

「業として利益を得る」とは？

営利を目的として、同

## 2 男女同一賃金の原則 (法4、S22.9.13発基17号)

「使用者は、労働者が女性であることを理由として、賃金について、男性と差別的取扱いをしてはならない。」とされています。H24-4B H25-5E※1 H27-1C

「女性であることを理由として」とは、労働者が女性であることのみを理由として、あるいは社会通念として又はその事業場において女性労働者が一般的又は平均的に能率が悪いこと、勤続年数が短いこと、主たる生計の維持者ではないこと等を理由とすることをいいます。したがって、男女労働者について、職務、能率、技能、年齢、勤続年数等によって賃金に個人的差異が生じても本条違反ではありません。R元-3ア

また、「賃金」とは、賃金額だけでなく賃金体系、賃金形態等を含むので「男性は月給制で、女性は日給制」とするようなことは本条違反となります。

なお、賃金以外の労働条件、例えば、昇進や定年年齢で女性を差別することは、別の法律(男女雇用機会均等法)で禁止されています。➡CH6 Sec2 ⑥参照

理由	差別禁止事項
国籍・信条・社会的身分	労働条件
性別	賃金

## 3 強制労働の禁止 (法5、S23.3.2発基381号)

「使用者は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体きょうたいの自由を不当に拘束する手段※2によって、労働者の意思に反して労働を強制してはならない。」とされています。ここで、「労働者の意思に反して労働を強制」するとは、不当な手段を用いることにより労働者の意識ある意思を抑圧し、その自由な発現を妨げ、労働すべく強要することをいい、必ずしも現実に労働することを必要としません。H26-1A R元-3イ R2-4B

試験  
対策

本条違反については、「1年以上10年以下の懲役又は20万円以上300万円以下の罰金（法117）」という労働基準法上最も重い罰則が科せられる。 H29-5イ

#### 4 中間搾取の排除（法6、S34.2.16 33基収8770号）

「何人も<sup>なんびと</sup>\*<sup>3</sup>、法律に基いて許される場合の外、業として他人の就業に介入して利益を得てはならない<sup>\*4</sup>。」とされています。

R2-4C

ここでいう「法律」とは、職業安定法及び船員職業安定法のことです。ただし、職業安定法又は船員職業安定法に違反して、職業紹介<sup>\*5</sup>等でこれらの法律に定める料金等を超えて金銭等を收受すると、本条違反となります。また、労働者派遣<sup>\*6</sup>については、他人の就業に介入したことはならないので、それが合法であるか違法であるかを問わず、本条違反となりません。

なお、他人の就業に介入して得る利益の帰属主体は、必ずしも、当該行為者に限られません。したがって、法人の従業員が違反行為を行い、その従業員が現実に利益を得ておらず、法人が利益を得ている場合であっても、その従業員について違反が成立します。 H26-1B H28-1工

試験  
対策

「利益」とは、金銭以外の財物<sup>ざいぶつ</sup>を含み、有形なると無形なるとを問わず、使用者から得る利益に限らず、労働者又は第三者より得る利益も含まれる。 R2-4C

#### 5 公民権行使の保障<sup>\*7</sup>\*<sup>8</sup>（法7）

「使用者は、労働者が労働時間中に、選挙権その他公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行するために必要な時間を請求した場合には、拒んではならない。但し、権利の行使又は公の職務の執行に妨げがない限り、請求された時刻を変更することができる。」とされています。 R2-4D R3-1D

つまり、使用者は、労働者が労働時間中に選挙権などの「公民としての権利」を行使したり、裁判の証人として出廷すると

種の行為を反覆継続することをいい、たとえ1回の行為であっても、反覆継続して利益を得る意思があれば本条違反であり、主業としてなされると副業としてなされるとを問わない。 H29-5ア

#### ※5 語句 職業紹介

求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんすることをいう。

#### ※6 語句 労働者派遣

一般に、派遣元で雇用する労働者を、派遣先の使用者の指揮命令を受けて、派遣先のために労働に従事させることをいう。

#### 参考 ※7

時間外行使規定？  
就業規則等に公民権の行使を労働時間外に実施すべき旨を定めておいて、それを根拠に労働者が就業時間中に選挙権の行使を請求することを拒否することは本条違反である。

R2-4D

#### 参考 ※8

最高裁判所の判例は？

使用者の承認を得ずして公職に就任した者を懲戒解雇に附する旨の就業規則条項は、無効であり、公職に就任することが会社業務の遂行を著しく阻害するおそれがある場合においても、普通解雇とすることは別として、懲戒解雇に附するのは、許されないとしている（最二小S38.6.21十和田観光電鉄事件）。 H29-5工

いった「公の職務」を執行するために、必要な時間を請求した場合には、拒むことができません。「拒むこと」が禁止されているのですから、**拒んだだけで違反になります**。その結果、実際に権利が行使されたかどうかなどが問われるわけではありません。

なお、公民権の行使に係る時間については、有給であると無給であるとは**当事者の自由**に委ねられた問題で、**無給でもよい**とされています。H24-4C<sup>※1</sup> H26-1C R元-3ウ

**過去問** ※1

労働基準法第7条は、労働者が労働時間中に、公民権を行使するために必要な時間を請求した場合には、使用者はこれを拒んではならないとし、また、当該時間を有給扱いとすることを求めている。

解答：× (H24-4C)  
 解説：有給扱いとすることは求めている。



公民としての権利に該当するものの例	公民としての権利に該当しないものの例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙権及び被選挙権</li> <li>・最高裁判所裁判官の国民審査</li> <li>・地方自治法による住民の直接請求</li> <li>・選挙人名簿の登録の申出…等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応援のための選挙活動</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政事件訴訟法に規定する<b>民衆訴訟</b></li> <li>・公職選挙法に規定する<b>選挙</b>等に関する訴訟</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>一般の訴権</b>の行使</li> </ul>

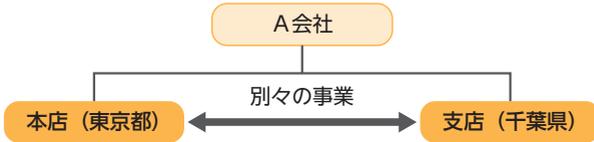
公の職務に該当するものの例	公の職務に該当しないものの例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・衆議院議員等の議員の職務</li> <li>・労働委員会の委員、検察審査員、労働審判員、<b>裁判員</b>、審議会の委員等の職務</li> <li>・民事訴訟法の規定による<b>証人</b>の職務</li> <li>・公職選挙法の規定による選挙立会人等の職務…等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予備自衛官の防衛招集・訓練招集</li> <li>・非常勤の消防団員の職務</li> </ul>



**3 適用事業** A

労働基準法は、ほとんどすべての「**事業**（事業場）」に適用されます。ここでいう「**事業**（事業場）」は「**会社**」と同じで

はありません。「事業」は、「場所単位の作業体」を意味する言葉ですので、Aという会社の本店が東京都にあり、支店が千葉県にあるような場合は、その本店と支店は、別々の事業として、労働基準法が適用されます。



## 1 適用事業<sup>\*2</sup>の範囲

労働基準法は、原則としてすべての事業について適用されます。これらのうち、主要な事業の種類については、法別表第1に次のように定められています。なお、1号から5号<sup>\*3</sup>までは「工業的業種」、6号から15号<sup>\*3</sup>までは「非工業的業種」とも呼ばれています。

号	略称	事業の具体例
1号	製造業	物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上げ、販売のためにする仕立て、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業（電気、ガス又は各種動力の発生、変更若しくは伝導の事業及び水道の事業を含む）
2号	鉱業	鉱業、石切り業その他土石又は鉱物採取の事業
3号	建設業	土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業
4号	運輸交通業	道路、鉄道、軌道（車や汽車が通る道のこと）、索道（ロープウェイのこと）、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業
5号	貨物取扱業	ドック、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業
6号	農林業	土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業
7号	水産・畜産業	動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業
8号	商業	物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業
9号	金融広告業	金融、保険、媒介、周旋（仲介業のこと）、集金、案内又は広告の事業

### 参考※2

事業を開始したときは？

使用者は、遅滞なく、その事実を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない（則57-I①）。

### 参考※3

業種を1号から15号に分けているのは？  
労働時間や休憩時間等の規定については、一部の業種で異なる取り扱いとなっているので、便宜上、業種を分けている。

表の内容は、一読しておきましょう！



10号	映画・演劇業	映画の製作又は映写、演劇その他興行（サーカスなどのこと）の事業
11号	通信業	郵便、信書便又は電気通信（テレビ放送などのこと）の事業
12号	教育研究業	教育、研究又は調査の事業
13号	保健衛生業	病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生（病院などのこと）の事業
14号	接客娯楽業	旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場（ゴルフ場・ボーリング場などのこと）の事業
15号	清掃・と畜場業	焼却、清掃又はと畜場の事業

試験  
対策

労働基準法は、法別表第1に掲げる事業にのみ適用されるのではない。

## 2 適用事業の単位（S22.9.13発基17号）

労働基準法は、**同一場所**にあるものは、原則として分割することなく**一個の事業**として適用され、場所的に**分散**しているものは、原則として**別個の事業**として適用されます。H26-1D

ただし、たとえ同一の場所にあっても、工場内の診療所などのように**労働の態様**<sup>たいよう</sup>が著しく異なるときは、これを切り離して**独立の事業**<sup>\*1</sup>とすることがあります。反対に別々の場所にある事業であっても、出張所などで著しく小規模で**独立性のないもの**については、直近上位の機構と**一括して**<sup>\*2</sup>1つの事業とすることもあります。

## 3 適用除外

### ① 全面的適用除外（法112、116-II）

「労働基準法は、**同居の親族**<sup>\*3</sup>のみを使用する事業及び**家事使用人**については、適用しない。」とされています。これを含め、労働基準法の適用が除外されるものと適用されるものを対比して整理すると次のようになります。

### 参考※1

独立させる部門は？

①工場内の診療所、食堂、②新聞社の本社の印刷部門などは切り離して独立の事業とする。

### 参考※2

一括させる部門は？

①現場事務所のない建設現場、②新聞社の通信部、③列車食堂等における供食のサービスの提供を行う事業などは直近上位の機構と一括して1つの事業とする。

### ※3

語句 同居の親族

同じ世帯で常時生活を共にし、居住と生計を同じくしている

6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族をいう（民法725）。

適用除外	適用
・同居の親族のみを使用する事業	・常時同居の親族以外の労働者を使用する事業
・家事使用人	・旅館や料理店のお手伝いさん
・一般職の国家公務員（独立行政法人国立印刷局や独立行政法人造幣局などの行政執行法人の職員を除く）	・独立行政法人国立印刷局や独立行政法人造幣局などの行政執行法人の職員及びそれ以外の独立行政法人の職員
・外交官等の外交特権を有する者	・国内における外国人や外国法人が経営する事業 ・国内で就労する外国人労働者



「同居の親族のみを使用する事業」に労働基準法は適用されませんが、これは、例えば、お父さんが社長で息子が従業員のような会社で、社長と従業員で対立したとしても、それは、「労使対立」というよりは、「親子げんか」といったものです。労働基準法は、そのような「労使関係（親子関係）」にまでは立ち入らないということです。

試験  
対策

法人に雇われ、その役職員の家庭において家族の指揮命令の下で家事一般に従事している者は家事使用人であるが、個人家庭における家事を事業とする事業者の指揮命令の下に家事を行う者は家事使用人ではなく、労働者である。 H29-2イ

## ② 部分的適用除外（法116-Ⅰ、地方公務員法58-Ⅲ）

船員法の適用を受ける船員については、総則に関する規定の一部（基本原則に関する規定等<sup>\*4</sup>）及びこれらに関する罰則規定等を除き、労働基準法は適用されません。また、地方公務員のうち、一般職の職員については、労働基準法の規定の一部が適用されません。

### 参考※4

注意点は？  
労働条件の原則規定、労働条件の決定規定、均等待遇規定、強制労働の禁止規定などは、船員についても適用される。

ここはすごく大事!



## 4 労働者と使用者の定義

A

### 1 労働者の定義 (法9)

「労働基準法で**労働者**とは、職業の種類を問わず、事業に**使用**される者で、**賃金**を支払われる者をいう。」とされています。もう少し詳しくいうと、労働者とは、**使用者の指揮命令**を受けて労働力を提供し、その**労働の対償**として**賃金**を支払われる者(**使用従属関係**にある者)をいいます。

H27-1E H29-2アエオ R元-3E R2-1D

労働者に該当する者の例	労働者に該当しない者の例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の重役で<b>業務執行権</b>又は<b>代表権</b>を持たず、工場長、部長の職にあつて賃金を受ける者</li> <li>・労働組合の専従職員(在籍のまま労働提供の義務を免除し、組合事務に専従することを認める場合)</li> <li>・新聞配達員(通例)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>個人事業主</b></li> <li>・法人、団体又は組合等の<b>代表者</b>又は<b>執行機関たる者</b></li> <li>・下請負人(事業主である)</li> <li>・同居の親族(原則)<sup>*1</sup></li> </ul>

#### 参考 ※1

##### 同居の親族が労働者となる場合

同居の親族であっても、①常時同居の親族以外の**労働者**を使用する事業において、一般事務又は現場作業等に従事していること、②業務を行うにつき、事業主の**指揮命令**に従っていることが明確であること、③**就労の実態**が当該事業場における他の労働者と同様であり、**賃金**もこれに応じて支払われていること、の3つの要件を満たしている場合には、労働者となる。

H29-2ウ

#### ※2

**語句** 事業主  
個人企業の場合は**事業主個人**をいい、法人企業の場合はその**法人**をいう。R2-1A

### 2 使用者の定義 (法10)

「労働基準法で**使用者**とは、**事業主**<sup>\*2</sup>又は**事業の経営担当者**その他その事業の**労働者**に関する事項について、**事業主のため**に**行為をするすべての者**をいう。」とされています。H26-1E

したがって、使用者には、事業主や法人の代表者、取締役などの経営担当者に止まらず、**人事部長、総務課長**など、その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をする**すべての者**が含まれます。H24-4D

#### 試験対策

使用者に該当するかどうかは、部長、課長等の形式にとられることなく実質的に一定の権限を与えられているかどうかによる。単に上司の命令の伝達者にすぎない場合は使用者に該当しない。 R2-1BC

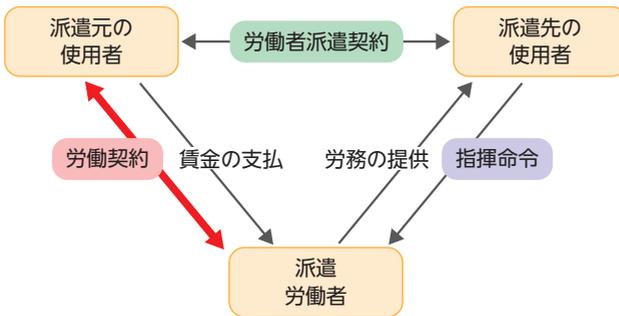
### 3 特殊な就業形態における労働基準法の適用

#### ① 労働者派遣と派遣労働者

労働者派遣とは、派遣元の使用者と労働契約を締結した労働者(派遣労働者)を派遣先の使用者の指揮命令の下で労働させ

る形態をいいます。労働者派遣の場合における労働基準法の適用については、基本的には派遣労働者と労働契約関係にある派遣元が使用者としての責任を負うこととされていますが、労働者派遣の実態から派遣元の使用者に責任を問い得ない事項等については、労働者派遣法による特例が適用され、派遣先に責任を負わせるものとされています。【H24-選A】 【R2-1E】

### 【労働者派遣】



労働契約の位置に  
注目しましょう！



## ② 出向と出向労働者

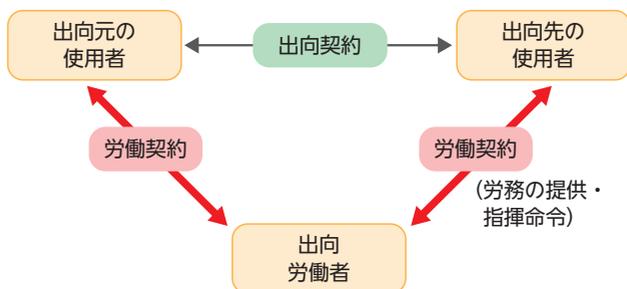
出向には、在籍型出向と移籍型出向があります。

### ① 在籍型出向

在籍型出向とは、労働者が出向元との労働契約関係を維持しつつ、出向先との間に労働契約を締結し、一般に出向先において労務を提供する就業形態をいいます。

在籍型出向については、このように、出向元及び出向先の双方とそれぞれ労働契約関係があるので、出向元、出向先及び出向労働者の**3者間の取決め**によって定められた**権限と責任**に応じて、出向元の使用者又は出向先の使用者がそれぞれ出向労働者について労働基準法上の使用者としての責任を負うことになります。

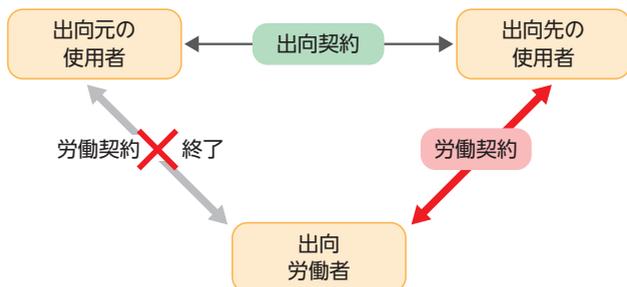
【在籍型出向】



② 移籍型出向

移籍型出向は、出向元と出向労働者との労働契約関係は終了し、出向先との間にも労働契約関係がある就業形態です。移籍型出向の出向労働者については、出向先とのみ労働契約関係があるので、**出向先の利用者のみ**が出向労働者について労働基準法上の使用者としての責任を負うこととなります。

【移籍型出向】



ミニテストで理解度をチェックしてみましょう。



## ミニテスト

## 【〇×チェック】

- 1 労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。(① 1)
- 2 労働関係の当事者は、労働基準法で定める基準を理由とするならば、労働条件を低下させることができる。(① 1)
- 3 使用者は、労働者の社会的身分を理由として、労働条件について、差別的取扱をすることは差し支えない。(② 1)
- 4 使用者は、労働者が女性であることを理由として、賃金について、男性と差を設けることは差し支えない。(② 2)
- 5 使用者は、暴行によって、労働者の意思に反して労働を強制することができる。(② 3)
- 6 労働者の不利にならなければ、業として他人の就業に介入して利益を得ることも許される。(② 4)
- 7 使用者は、労働者が労働時間中に、選挙権を行使するために必要な時間を請求した場合には、拒んではならない。(② 5)
- 8 同居の親族のみを使用する事業は、労働基準法の適用事業である。(③ 3)
- 9 労働基準法で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。(④ 1)
- 10 労働基準法で「使用者」とは、事業主又は事業の経営担当者のみをいう。(④ 2)

## 【穴埋めチェック】

- 1 労働基準法で定める労働条件の基準は  のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を  させてはならないことはもとより、その  を図るように努めなければならない。(① 1)
- 2 使用者は、労働者の 、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、 をしてはならない。(② 1)

## 解答

## 【〇×チェック】

- 1 ○
- 2 ×  
設問の基準を理由に「低下させてはならない」。
- 3 ×  
差別的取扱をしてはならない。
- 4 ×  
賃金に差を設けてはならない。
- 5 ×  
設問のいわゆる強制労働は禁止されている。
- 6 ×  
労働者に不利にならなくとも、業として他人の就業に介入して利益を得ることは許されない。
- 7 ○
- 8 ×  
設問の事業は、労働基準法の適用が除外される。
- 9 ○
- 10 ×  
設問に掲げる者のほか、その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者が含まれる。

## 【穴埋めチェック】

- 1  
A最低  
B低下  
C向上
- 2  
D国籍  
E差別的取扱

2022年度版

みんなが欲しかった！ 社労士の教科書

発行日 2021年10月10日

初版発行

編著者 TAC株式会社（社会保険労務士講座）

発行者 多田敏男

発行所 TAC株式会社 出版事業部（TAC出版）

〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18

電話（営業） 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2021

管理コード 09871P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製（コピー）、転載、改ざん、公衆送信（ホームページなどに掲載すること（送信可能化）を含む）されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。